

韓国農業における雇用労働力および 共同労働組織の変化

ちよん 　よん 　いる
鄭 　英 　一

はじめに

- I 地主・小作制下の労働慣行
- II 農地改革以後の変化
- III 技術革新に伴う新しい動き
おわりに

はじめに

本論は、労働力要素の側面を通じて韓国農業の変化を体系的に把握しようとする努力の一環をなすものである。韓国における近年の急速な工業化および都市化の進展は農業人口の大量流出をもたらし、それ以前一貫して増加傾向を示していた農村人口を横ばいないし減少傾向に転化せしめて以来、すでに10年あまりを経過している。とりわけ、最近の農家労働力流出は一層激しさを増し農繁期には農村労働力だけでは適期作業が非常に難しくなるほどに至っている。

その中で、従来論議の主流を占めてきたいわゆる過剰労働力問題が、一挙に労働力不足問題にかわり、機械化の速度を大幅に促進させる必要性をめぐる論議や政策がいつそう活発になっている。

いうまでもなく、このような農業労働力問題をめぐる状況変化の激しさは、韓国経済成長の急速度の進展、大都市や大工業団地への労働力需要の集中的増加などの構造的特性と表裏の関係にあり、農業労働力過剰から不足への移行の速さ、兼業農家の増加よりもむしろ都市への移動形態による農業労働力の減少、労働力の不足化傾向への対応の遅れと、その調整時間の不十分さなどの特徴が現

われている。

本稿は、筆者が行ってきた過剰労働力論議の韓国における展開過程およびその意義と限界、農家労働力の保有量、構成および配分、ミクロ水準での労働力投入変動分析など韓国の農業労働力に関する一連の研究の一部である。韓国における農業労働力の大半は戦前戦後を通じて家族労働力で占められてきたが、農家の階層や時期によっては雇用労働力の重要性は非常に高く、のみならず、その形態もかなり変化してきた。また農作業の多くの部分はなんらかの共同作業の形態で行なわれてきたが、その形態や慣行にも著しい変化がみられる。

本稿で取り上げられる時期は、三つに大別される。第1の時期は、戦前の土地調査事業を経て成立した地主・小作制が戦後の農地改革によって自作農体制に変わる以前の期間である。第2の時期は、農地改革以後近年の工業化都市化の影響が農村労働力雇用に顕著に現われはじめる以前の戦後期である。第3の時期は最近の農村労働力の大量流出と米新品種の導入に伴う新技術の普及が行なわれる期間である。もちろん、以上の各時期の中においても戦争などの攪乱要因で典型的な雇用慣行がそのまま適用できなくなった時期もみられる。しかしここでは利用可能な既存研究と事例調査結果をもとにして、各時期の特徴およびその社会的制度的制度与件の変動に伴う変遷をとらえることにする。また紙幅の制約やいわば定性分析に当る本

論の性格もあって統計表および図などは省略し、数量的分析は近い将来別の機会に発表するつもりである。

I 地主・小作制下の労働慣行

1910～18年の土地調査事業は、李朝後期以降形骸化されつつあった封建的土地公有制の下で成立進行した公田私有化および地主の抬頭を、近代的な法制上の権利として再編することによって戦前の地主・小作制の出発点になった。このように成立した地主・小作制のもとでの小作農の増加は雇用面にも重要な影響を及ぼしたのである。

戦前の地主・小作制のもっとも特徴的な点は、大土地所有と零細経営とが併存したことであり、この点で戦前の農業制度は大経営の資本家的農業や小所有の自作農体制とは基本的に異なる。そこでの農業経営は基本的には家族労働力を中心として組織され、雇用労働力を取り入れるのは自家労働力の不足のある場合のみであった。

1930年の国勢調査によると、農業労働人口の中で「雇用労働者」（職員、作男・作女その他の農業労働者を含む）の割合は6.76%であって、残りの93.24%は「自家労働者」（農耕業主と農業手助の合計）によって占められていた。もちろん、国勢調査は有業者方式を取るのので、この分類は通常の主な就業形態によったもので、自家営農に主に従事し副次的に日雇または季節雇の形態で就業する人もまた自家労働者に分類される。この方式では小作農の地位も得られず、他農家に住み込み労働者として雇われるごく少数の人たちのみが雇用労働者として数えられるので、労働力の投下量の構成から見た場合は実際の雇用労働力の比重はより高いものになる。

沢村東平は、1930年国勢調査結果を日本と比べて、朝鮮農業の労働力構成のもっとも重要な特徴として雇用労働力の中で年雇すなわち作男の比重の高いことと女子労働力の比率の低いことを指摘している^(註1)。日本に関する磯辺秀俊の推算と合わせて比較すると、1930年の全農業労働力の中で作男の比率は日本の1.92%に対して朝鮮は6.02%、また農業従事人口の中で女子の比率はそれぞれ45.4%、34.2%であった。

戦前の農業でもう一つの重要な労働慣行は、共同労働がもっとも普遍的な労働組織の位置を占め、おおくの農作業が共同作業の方式で行なわれたことである。手間替の慣行は今日に至っても割に重要な形態として残っているが、戦前においては今日の手間替のように純粹に自発的、任意的な労働力交換の外に、全般的、強制的な共同作業組織である「農社」あるいは「洞」*デュレ* [두레] という共同作業の組織が重要な役割を占めたのである^(註2)。

ここではこれらの戦前期における農業労働力のいくつかの特徴的な点を中心として雇用慣行を吟味することにする。

1. 雇用労働力の諸形態

戦前の小作制は基本的には零細経営であって、農業労働者階層が大量に成立する基盤ができていなかったのので、大部分の農民は小作地の自営の形で家族労働力に主に依存したが、耕作地の規模が家族労働力の保有規模に比べて非常に狭い農家や、耕作地をほとんど持たないかなりの農家の労働力は、雇用労働力として登場せざるをえなかった。一方、自耕地をもつ地主や小作農の中でも大規模な農家は、このような下層の農家の労働力を雇入れることによって家族労働力の不足を補填したので、雇用労働力の存在は有業者統計で見ると

上に大きな役割を担ったのである。

戦前の雇用労働の主要な形態としては、年雇、日雇の外に地方によっては季節雇や月雇もみられたがその比重は低い水準にとどまった。その中でもっとも普遍的な形態で重要な伝統的雇用制度の位置を占めるのは年雇（作男、またはモスム〔叫舎〕ともいわれる）である。

モスムというのは、1年間ある農家に雇われて普通住み込み労働者として主人の指示にしたがって主に農業労働に、また時として家事労働にまで従事する男子労働者である。モスムの雇主は自作地持ちの地主または自作農の中上層であり、場合によっては大規模小作農の中にもみることができる。例外的には成人男子労働力をもたない農家では零細農であっても年雇労働者を置く場合がある。

モスムは強い体力を必要とする農作業に年中たずさわるので大部分青壮年の年令層に属するが、ときには老幼者を雇う場合もある。しかし前者の「上モスム」と後者の「中モスム」（またはコルタムサリ〔콜담사리〕）との間には労働能力によって著しい報酬面の格差があった。

モスム労働者の出身は、他村の貧農層からが一般的であるが、たまには同じ村の出身者もいる。かれらの中には未婚の独身者が多く、年々契約を更新しながら同じ雇主の家で10年以上働く場合もよくみられた。特に信任が厚くなると若干の耕地を借りて安い小作料で独立した小作農になることもあって、その場合は単に年雇労働者よりも家族の一員に近い関係にまで結ばれることもまれではなかった。

モスムの報酬は部落レベルで評価された能力によって相当な水準の差があり、支給形態や時期も多様である。もっとも普遍的な支給形態は現物

（主に粃）支給であり、現物に一部現金を添加する方式もあったが、全額現金支給はごく例外的な場合であった。戦前の一般的な支給水準は現物の場合粃2～5石（または精米1.5～3.75石前後）、一部現物・一部現金の場合は粃2～3石に現金10～20円、例外的に現金だけの場合はふつう40～50円の水準であった。そのほか食事、煙草、春夏秋3季の衣服までを合計すると年間150～200円の総額と評価されている^(注3)。

モスム労働の発生時期については文献の根拠が確かでないが、李朝初期にはすでにかなり盛行したような記録が『経国大典』の中に見い出せるが、近代に入っては、1894年の甲午更張に伴う封建的身分従属関係の廃止によって解放された奴隷からの転化と、土地調査事業をきっかけにして土地保有から分離され農村内部に滞溜した一つの下層農民群などが、モスム労働者の大量創出の背景である。したがってモスムは近代的農業賃労働者、封建的小作農または農奴とも異なる別の歴史的産物といえるものであろう^(注4)。

戦前のモスム労働者の数について、一研究はおよそ30万人を上回るものと推定している^(注5)。またモスムのほかに純粋な小作人とモスムとの中間的存在で「狹幕人」、「行廊人」、「次戸」などと呼ばれる約4万戸があった。かれらは地主の家宅の一部あるいは地主が提供する独立家屋に無料で住みながら地主の自耕地耕作またはそのほかの労務に従事し、本人および場合によっては家族の食事地主から支給されながら1～4反歩の小面積を小作する存在である^(注6)。

年雇につづいて重要な雇用労働の形態は日雇である。前述したように有業者方式による国勢調査での日雇労働者の比重は非常に低い^(注7)、労働投下時間の構成における日雇労働力の比重はもっ

と重要なものになる。というのは、比較的経営規模の大きい自作農や上層の小作農においては農繁期には家族労働力、年雇、他農家との交換労働力だけでは稲作の整地、田植、除草、収穫、調製などはできないし、麦、粟、大豆そのほかの畑作物の整地、播種、除草、収穫、調製などの作業でもかなりの日雇労働に依存しなければならないからである。その反面家族労働力の保有量に比べて自耕地の少ない零細自作および小作農は剰余労働力を日雇の形態で供給することによって、経営の零細性による所得の不足を補う重要な手段とする。したがって日雇労働は一般的に農繁期に集中する傾向があり、自家労働力すら利用率が大幅におちる農閑期にはほとんどなくなってしまう。

日雇労働は地域的にはどこの地方でも広く行なわれる普遍的慣行であり、作業日に昼・夕食と2回の間食のほか煙草と酒が雇主から支給されることはほかの農業雇用の場合と変わりが無い。また戦前期の日雇賃金水準は一般的には30~50銭の間にあったが、人手の求めにくい農繁期や強度の高い作業の種類または人口密度の低い北部地方で若干高い傾向があった^(注8)。

その他の雇用形態としては、季節雇と請負作業とがあげられる。季節雇は主に西北地方でみられ、季節労働者となるのは、他地方からの流入者、特に凶作年などに満州地域へ移住する者で、旅費を稼ぐため途上の村で数カ月間農業に従事する場合が多い。時期と地方によっては月雇の形態もあった。

一方、請負作業はふつうは農繁期の農作業において農耕地が遠くて監督しにくい場合、一定の面積を一日の作業量と見做し、請負にだす雇用形態である。請負作業の報酬は、一定面積の田畑の耕起、田植、播種、中耕、除草、収穫などの作業につきそれぞれ定額の給与が与えられる。その一形

態で全羅北道の稲作地帯では「雇只」という制度がよく行なわれた^(注9)。これは稲作の作業全体を請負によって耕作することで、雇主は請負耕作人から1年間の労働力提供を約束される一方労賃を前貸して生活を保証するものである。雇只制度は戦後になっても1960年代中盤期に至るまで全羅地方を中心として存続するが、雇主の立場からは農繁期の所要労働力をあらかじめ確保しうる利点があり、請負耕作人にとっては春窮期に現物給与の前貸を受けて食糧確保が可能である利点があった、両者の利害関係が一致していた。しかし前貸される給与は高利貸的性格を帯び、また労働力提供の約束が家族の連帯責任的性格を持っているなどの側面では前近代的性格の濃い慣行といえるものである。

2. 共同労働慣行の変遷

戦前期の農業労働慣行の中でもう一つの重要な特徴は、いろいろな形の共同労働がさかんに行なわれたという点である。朝鮮で伝統的に行なわれてきた共同労働としては共同作業のほかにも共同耕作もあるが、その主流をなす共同作業はまた全体的強制的共同作業、多人数の任意的結合体の共同作業、臨時的手間替による共同作業などの種類を含む^(注10)。

まず、共同耕作は近代的土地所有権が成立する前の時代に存在した「無主閑地」や、「廃除地」を村落の共同費用に充当するため村民の賦役で耕作したり、収穫をえるために任意的に結ばれた一定の人員が共同で一定の作業をする「農契」の場合に、行なわれていた。しかし、共同耕作地の規模は、1912年には村落共同収益地404個所、農契共同経営地496個所、計900個所、1620余町歩にすぎなかった。また土地調査事業に伴う近代的土地所有権の確立過程における村落共同体的な性格の弱

化によってその成立の地盤を失って1920年代以後にはほぼ消滅することになる。

つぎに、共同作業の諸形態の中で全般的強制的共同作業というのは、村または部落ぐるみで田植、耕耘、除草などの作業を共同で遂行する団体的な共同作業組織のことである。この全般的強制的共同作業の形態は、「洞デュレ」といい、その組織は地方によって農社、農庁、農旗、牧庁などいろいろな呼称がある^(註11)。洞デュレの慣行について、慶尚南道蔚山の例を見ると、その組織化のための協議は、田植と1回目の除草が済んだ旧暦6月初旬のある一日を村の休日と定め、その日に開かれる酒宴の席上で行なわれる。この日は村の農夫全員が参加行楽する。この費用は区域内農家の経営田畑反別に割当てたり、農家の等級にしたがって徴収した金額、または洞の経費で充当する。この席で衆議によって農社の役員が選ばれ、共同作業の日数が決められる。これによって区域内の農家は、共同作業期間中壮丁1人を継続出役させる義務を負う。もし成人男子の不在または事故や病気で参加できなければ、あらかじめ申し出て金納するか、少年の出役で代替するかのいずれかの方法を取る。ただ寡婦農家については出役義務は免除される。

作業は村落民の仕事の緊急度または慣習に従って順次巡回遂行される。共同作業の賃金は請負ベースで雑草の繁茂や作業の難易度によって1斗落(約200坪)当りいくらの基準で徴収する。この賃金収入は共同作業終了の時清算し、農社の経費を除いた部分は洞有財産に入れ、共同事業または共同負担に使うことになる。地域によっては農社の作業が田植、灌漑、除草、収穫までを含む場合もあるが、除草作業を中心にして行なうというのが一般的であった。また共同作業収入の全部を構成員

の出役日数によって分配し、一部の残額のみを共同費用に充当する地方もあった。いずれにしても、農社は村落内の労働需要殺到期の作業を共同化することによって村落共同生活全般にかかわる連繋を作り、村落共同体の核心をなす役割を担うものといえよう。

農社の起源については二つの異なる説明がある^(註12)。一つは農作業における共同作業の必要性からというものであり、もう一つは村落共同の祭祀基金造成の必要性からというものである。すなわち、前者によると、農家において耕耘や除草の適期は一定であり、その時期を逸せず一斉に全耕地での作業を済ますためには農社のような全般的強制的な共同作業の方式が必要だということである。後者の説明は、伝統的慣習の洞里主神祭に必要な費用を住民全員にいちいち賦課することが困難であって、その基金造成のため農社方式の共同出役がはじまったということである。しかしこれらの説明はいずれも農社の持つ属性の部分的な側面に関連するだけで、その発生時期と合わせて統一的な説明を与えるものではない。農社を農業上の必要から見た場合次のようにとらえることができる。もし農家はその個別責任にもとづいて労働力を調達しようとしたならば、村全体の労働需給は調節できなくなる可能性がある。その結果病人や事故のある農家は作業適期を失って収穫に深刻な影響を受けやすくなるであろう。ここで部落レベルでの相互扶助ないし救援の組織化が必要になる。さらに、経済の個別化が進むことによって、村落の共同行楽などへの挙村的参加が弱化するに對し、その振興、統制のための財政確保という目的が付け加えられたという側面も否認できない。つまり農社はいわゆる複合的性格の組織なのである。

農社は李朝末頃までは各地で広く普及し、運営も比較的円滑であった。しかし、土地調査事業などをきっかけとする農村社会経済組織の変化によってその存立の基盤が崩れ、1920、30年代に至ってはほぼ消滅状態になってしまう。その要因としてはつぎのいくつかの側面があげられる。まず、第1に部落共有財産と一定範囲内の慣習的な司法権などを含む村落共同体の崩壊は、農社存立の有力な根拠の一つを失わせることになった。第2の要因は村落内の階層構成の変化による農社に関する利害関係の対立である。村落内の階層分化の進展とともに兼業、日雇および年雇世帯が発生し、農社は大地主または大農に有利となり、小農に対しては不利で必然的に関心が低くなる^(註13)。最後に技術的变化が生じたことがあげられる。改良犁、除草機の導入とともに婦人の水田除草作業への参与拡大で男子労働力需要の輻輳が緩和した点である。

共同作業の第2の主要形態は、「デュレ」と呼ばれる多人数の任意的結合体によるものである。農社が地域内の全農家に対する義務的な組織であるのに比べて、デュレは農作業の共同処理によって相互利益を得るために一部の農家が任意参加する純粋な作業組織である。共同作業を必要としない農家はここには参加しない反面、共同作業が有益である農家は1人以上数人までも出役でき、実際大農からは農業労働に従事する成人男子はほぼ参加して参加者2～3人になるのが普通である。デュレでの労働の貸借は原則として交換労働で返済することになるが、貧農が保有労働力のより十分な活用のために参加する場合は金銭または穀物で支給される場合もある。デュレの作業種類は田植や収穫が含まれる場合もあるが、ふつつ水田除草中心であることは農社のそれと変わらない。共

同作業の存続期間は対象作業の終了までで、作業の割当は互譲方式でもっとも急を要する農家から1日ずつ回ることになる。作業時間は朝8～9時から日暮ごろまでの11～12時間にわたるが、午前午後の中休みと昼休みを除いた正味労働時間は7～8時間ぐらいである。デュレは労働、娯楽、饗宴の一体化された労働組織としてしばしば特徴づけられる。

デュレの種類としてはもっとも一般的である水田除草の「デュレ田」のほかに、堆肥用の草刈りを共同輪番で行なう「デュレ草」、婦人の共同労働組織としての「デュレ麻」や「デュレ綿」もあるが、いずれも行楽的側面を含む共同作業組織である点では共通する。

デュレ組織の共同作業方式は洞デュレより一層合理的な形態であり、より長い歴史を持ってきたが、社会経済的条件の変化の中で次第に衰退せざるをえなくなった。その要因としては、作業順番の争いの激化、多数の構成員による1日宛輪番作業方式からくる個別的労働力需給調整の困難性、作業の粗放化や不経済、食事給与回数過多に対する反省、農家経営組織の多角化によるデュレ方式の不適合性などが上げられる。またデュレ麻やデュレ綿など婦人による共同作業組織も近代的工場の製品の普及浸透とともに、次第にその成立の根拠を失うことになった。

共同作業の第3の主要形態は「プムアシ」(푸앗이)と呼ばれる臨時的手間替によるものである^(註14)。上の二つが一定期間持続する固定的な組織体であることに比べて、プムアシは成員の数が一定でなくて門戸がいつも開かれている労働力交換の組織という特色をもつ。その組織範囲はふだん部落または密集聚落単位の地縁的共同社会内にかぎり、村落内では親疎の区別なしに必要な時は教

日前または前夜の子約だけで労働力交換が簡単に成立する。交換される作業の種類や期間についてはなんの制限もなく、一年中のあらゆる種類の作業について行なわれる。

プムアシ労働の給付に対する反対給付は等量交換が原則であり同種の作業で返済されるが、場合によっては異なる種類の作業または例外的には給付当時の賃金水準で現金清算されることもある。しかし、プムアシの等価交換原則は労働力需給上の必要や人情関係によって若干の例外が認められる。すなわち水田作地域の田植作業については婦女子および15,6歳の少年も1人前の男子と手間替ができるようになっていて、これによって成人男子のいない農家が田植期を切り抜けるのに大きな便益を与える。また労働力交換の計算単位は1日となっているが、天気などの事情による半日程度の差は問わないのが慣例である。

プムアシ方式は、等価交換の給付上の原則と任意的な労働力交換の組織上の特質のため、共同労働一般に特有な利害の対立性や束縛性から解放されうる。したがって他の共同労働の組織と比較しあらゆる地域でよりさかに行なわれていた、いわば共同労働の最後の形態としての地位を占める存在であった。しかし、プムアシ方式にも農村社会の分化の中で若干の変容を受けざるをえないいくつかの状況が次第に現われた。まず、個別経済化への動きの中でプムアシ方式が含んでいる扶助的要素が稀薄化される反面、利益追求的側面が次第に表面化することになる。この中で少年や労働能力の劣る人との労働交換、または食事の内容のよくない貧しい農家とのプムアシを好まない傾向がでてくる。こうしてプムアシに代わって日雇労働が増える傾向が次第につよくなってきた。というのは、中農以上の場合は春先に金銭または食糧

を前貸することによって日雇労働力をあらかじめ確保する方式を選び、面倒な交換労働の方式を取らなくなってきたからである。この結果、プムアシ労働は中・上層の農家よりは下層農家の間で重要性を持つものになっていく。慶尚南道蔚山の事例調査によると^(註15)、年雇を除いた家族外労働量(日雇、交換および手伝労働を含む)の中での交換労働の比重は、大農30~47%、中農50%内外、下層80%前後をそれぞれ占め、交換労働の中でデュレを除いた純粋なプムアシによる分だけでは、下層農家の絶対日数がむしろ多くなるくらいで、家族外労働量の中での比重は上層10%、中農20%内外に比べて下層では80%にも達していた。このようにプムアシは下層農家にとっては不可欠な労働形態としての重要性をもっているが、中農や大農にいくほどその重要性は急激に落ちるというはっきりした階層性をみせていた。

ここで、洞デュレ、デュレおよびプムアシを含む共同労働一般の地域性についてすこしふれることにしよう。共同労働の型は大きく分けると、南部地方の水田型と北部地方の畑作型とに二分しうる。前者においては部落ぐるみまたは多人数による共同作業が支配的である反面、後者においては少人数の共同が主に行なわれる。この差はそれぞれの地方の主作である稲作と畑作の性質に密接な関連をもつ。すなわち、水田作では防水、灌漑作業の必要のため関係農家全員の協同が不可欠であるし、麦の収穫と田植作業との時期的な重複などのような労働力需要の集中期の迅速な作業処理のためには、多人数の労働力の結合が緊要になる。これに対して、畑作では水管理の共同労働や作業適期の集中などの面で、水田作ほどの大規模の共同作業を必要せず、少人数の共同作業だけで済む。もちろん、畑作地帯でも水田作が行なわれるが、それ

は主に乾田法を採用するか、水利の非常にいいところで労働力の季節的均分をもたらす直播法で行なう場合が多いので、畑作型の共同作業組織だけでも水稲労働力を十分確保しうることになる。

(注1) 沢村東平「朝鮮農業の労力組成」(『社会政策時報』第208号 1938年1月) 114~141ページ。

(注2) 姜鉉澤「朝鮮に於ける共同労働の組織とその史的変遷」(『農業経済研究』第17巻第4号 1941年12月) 525~575ページ。

(注3) 広田農「朝鮮における農業労働」(『朝鮮農会報』第15巻第2号1941年2月) 2~11ページ。

(注4) 金炳台「モスムニ関スル研究(1)(2)」(『経済学研究 [韓国経済学会]』第4巻1956年11月 35~78ページおよび第5巻 1957年12月 117~141ページ)。

(注5) 印貞植「朝鮮の農業機構」東京 白揚社 1940年 109ページ。

(注6) 沢村 前掲論文 117ページ。

(注7) 1930年朝鮮国勢調査によると、日雇労働者の農耕従事者総数および家族外労働者総数に対する比率はそれぞれ0.62%および8.97%にすぎなかった。沢村 前掲論文 121ページ。

(注8) 広田 前掲論文 2~13ページ。

(注9) 同上論文 2~13, 14ページ。

(注10) 姜 前掲論文 526ページ。

(注11) 同上論文 527ページ。デュレというのは輪番を意味する。

(注12) 同上論文 540~545ページ。

(注13) 久間健一『朝鮮農業の近代的様相』東京 西ヶ原刊行会 1935年 211ページ以下。

(注14) 「フムアシ」の「フム」は交換または雇用労力を、「アシ」は欠乏または借用を、それぞれ意味する。

(注15) 姜 前掲論文 553ページ。

II 農地改革以後の変化

第2次大戦の終了直後、アメリカ軍政によって実施された小作料3・1制および日本人の旧所有農地の分配につづいて行なわれた1949年の農地改革は、戦前期農業の根幹を成した地主・小作制を

韓国農業における雇用労働力および共同労働組織の変化

解体し、自作農体制を導入することによって農村社会の基本構造を変えることになった。

戦後の韓国における農地改革については、いくつかの側面からその不十分性が指摘されてきた。まず、農地を除いた山地その他の重要な農業生産手段の再分配が改革の対象に含まれなかったし、改革の論議が始まってから実施に至る準備期間が長すぎて、改革の枠外での地主の土地売渡や一部での所有権の偽装移転などの違法があつて、実施過程の不徹底があつたことは否定し難い。また改革によって創設された零細規模の自作農に対する分配農地の償還、営農資金の供給、農産物価格などの保護育成政策が、1950~53年間の戦争、その後の時期における農業政策のため、非常に不十分で、農地改革はただ「貧しい小作農を貧しい自作農へ」再編成したことにすぎないという批評を受けることが多かった。しかし農地改革が、戦前の最大の社会経済問題であった地主・小作問題を根本から解消し、小作料収入のみに依存していた寄生性の濃い巨大な地主階級を解体して、耕者有田の原則にもとづいた自作農経営を通じての発展の可能性を制度的に整えた点では重大な意義をもつものである(注1)。

ここでは、農地改革を通じて自作農体制が成立してから近年の工業化、都市化の影響で農村の雇用慣行に大きな変化をもたらす以前の時期に焦点をしばって考察することにする。具体的な時期としてはおよそ1950年代と60年代の中葉までにあたる期間である。

1. 共同作業の激減

この期間に現われるもっとも特徴的な点は、すでに戦前期からも解消過程をたどっていた共同労働の慣行がプムアシを別にしてはほぼなくなることである。上で述べたように、共同耕作形態はもち

ろんのこと、農社のような全般的強制的共同作業組織は村落共同体的地盤の前提の上で成立しうるものであるので、戦前以来の相当な期間をへる間の個別経済の発展にしたがって、その存立基盤を完全に失うことになった。また、任意的結合体による共同作業組織ではあるが、一定の期間にかけてつづく固定組織的性格を帯び、個別経済の運営に対して硬直性を与えるデュレの慣行も、次第により任意性の濃い形態であるプムアシや日雇に代わっていくことによって消滅していった。

結局、農地改革を経過した後まで残ったただ一つの共同労働の形態はもっとも任意性の強い、拘束力の少ない小規模の労働力交換組織であるプムアシだけであった。

プムアシ労働に関しては利用可能な事例調査が多くないのでその全国的把握は難しい。1965年の全羅南道靈光郡下の水田作地帯3個部落を対象とした調査によってプムアシ慣行について見よう(註2)。

この調査によると、総農家戸数173戸の中でプムアシに参加したのは91戸で、全体の52.6%にあたる農家が多かれ少なかれプムアシ関係をもっていた。作業の種類はほぼ除草作業を中心としている。プムアシに参加する農家を階層別にみると、水田のない農家(以下、非水田作農家と略)を除いたあらゆる農家階層で、それぞれの戸数の半数以上が参加し、プムアシ労働に対する依存度のもっとも高いのは小農および零細農層であった。

このようなプムアシ労働参与にみられる階層性は、戦前の蔚山達里調査に現われたのと同様で同じ現象である。またプムアシへの参与度も全体的にみて別に低くなっていないように思われる。その他にプムアシ労働における等価交換の原則も変わりがない。

ただ、プムアシに出る労働力の種類を家族とモスムに分けると、当然のことながら非水田作層と零細農では家族労働力が支配的であるが、小農と中農層には家族労働力とモスム労働力がともに参加し、大農においては主にモスムだけが、プムアシに出ているというかなり規則的な階層性が見られる。それから共同労働作業当日の2回ずつの食事と間食、および煙草の提供などの慣行は戦前期のそれと同じことが行なわれていた。

2. 雇用労働力における変動

つぎに、農地改革以後の自作農体制のもとで行なわれる雇用労働力の種類や形態における主要な側面についてみることにしよう。

まず、モスム労働における変化から始めることにする。モスムが戦前期における雇用労働力の中でもっとも重要な位置を占めたことは上で述べたが、小作農とは違ってモスムは分配農地の受配対象に入らなかったため、農地改革は直接的にはかれらが自作農などに転換しうるきっかけにならなかった。そのうえ、巨大な地主所有地の小作人への細分の結果、平均して耕作規模の小さい多数の農家が創出され、それだけモスム労働力に対する需要が少なくなる可能性も否認できないところであった。ただ農地改革で解体された地主階層は、大部分村落に住む経営的地主ではなくて都市に居住しながら小作料だけを受け取る不在地主であったので、改革以前に直接モスムを雇うことはなかった。

要するに、農地改革の前後においてのモスム労働力需要に対して変化をおよぼす要因として考えられるのは、所有地全部を小作にだす地主の没落ではなくて自作大経営の規模縮小である。しかし改革の主な影響は前者の側面であって後者の側面ではないので、モスム労働力の需要減少要因はあ

まり大きくないはずである。

一方、モスム労働力の供給側についていえば、朝鮮戦争時の青壮年層の大量出征による減少要因を別にすれば、避難人口の流入による人口急増、1950年代の農村経済の全般的停滞、都市産業の未発達などの条件を勘案すると、潜在的な供給源はなお高い水準を持続したのであろう。

戦後のモスム労働者の全国的な規模や地域分布に関する資料は1960年の農業センサスだけで、他には非常に乏しい。1950年代の一研究は、モスム労働者の総数について1950年に27万2000人から1956年に30万1000人に増えたものと推算している(註3)。1960年の農業センサスによると、モスムを雇っている農家は21万9000戸、モスムの数は24万人にそれぞれ達し、モスムを雇う農家の1戸当り平均数は1.10人になっている。したがってセンサスでは農家総戸数の9.4%がモスムを雇っていることになる。一方、上の研究での事例調査では全国31個里3558戸の農家の中でモスムを雇っている農家は484戸で、全農家の13.6%に当たり、モスムの数は522人であってモスムを雇う農家の1戸当りモスム数は1.08人である。

一方、モスムを雇入れている農家の階層別分布を耕作規模を基準にしてみると、2町歩以上の農家の66.7%、1～2町歩農家の40.5%、1町歩未満農家の6.9%がそれぞれモスムを使っている。その中で、1町歩未満の小規模農家がモスムを雇う場合はほとんどが召集や徴集で成人の男子労働力がない時であり、たまには労働力のより集約的な投下または救済目的で年少者あるいは老年層のモスムをたべさせるぐらいの報酬で雇入れることもみられる。しかし、中農以上大農にとっては、モスム労働力は家族労働力では不足する基幹労働力を確保するために、また経営主が監農だけ

韓国農業における雇用労働力および共同労働組織の変化

を担う場合には、基幹労働力そのものとしての役割を占めることになる。

また、半モスム、月モスムなどの名前で呼ばれる戦前の行廊人、月雇、季節雇などの雇用形態も一部地方で残存するが、この場合も雇主との主従的關係は著しく薄くなり、賃労働者的な性質をより帯びることになったのが特徴といえる。

モスムの報酬は大部分が戦前のように粗穀(粃)形態の現物方式で支給され、その水準は5～9石の間にあり、宿食や煙草などの支給の慣行も戦前のそれとほぼ変わらなかった。

一方、全南靈光の1965年事例調査によると、モスムを雇入れる農家数は32戸で、全農家数132戸の中で18.5%を占める。またこの地域でみるかぎり、どの農家も耕地面積が3町歩以下の規模にとどまっていて2人以上のモスム労働者を雇う農家はまったくなくなっている。階層別には、大農(水田作2町歩以上)の100%、中農(1～2町歩)の72.2%、小農(0.5～1町歩)の18.9%、零細農(0.1～0.5町歩)の7.7%が、それぞれモスムを雇っていて、モスム労働力の重要性は決して減っていない。

ただ、以前の調査結果と違う点は、モスムと雇主との主従關係が非常に弱くなったということである。すなわち、戦前は同じ主人の下で長い間雇われ、信任を得て結婚などの世話をうけ、土地を与えられて小作人の地位につくというような長期雇用が多くみられたが、地主・小作制が崩壊した以後はこのような長期雇用のケースは非常に減っている。1965年の靈光調査によると、3個部落32人のモスム労働者の中で、同じ主人の下で雇われている期間が1年未満の人が25人であるのに比べて3年以上を同じ主人の下で働いてきた人はわずか2人であった。また、モスム労働の経歴年数も平均3.1年で5年以上の経歴の持主は32人の中で

5人にすぎなかった。これを1956年の調査結果と比べてみると、モスムの平均経歴年数は非常に短くなったことがわかる（1956年調査では、経歴年数5年以上のモスム労働者は522人の中で259人でほぼ半数に達していた）。これはモスム労働者にとって社会的モビリティが高くなってきたことを意味するものであろう。その他、報酬の支給方式や水準などは両調査の間に大きな変わりはない。

以上のことから要約すると、農地改革をへて1950年代、60年代の前半にいたる期間にかけても、モスム労働力は引き続き農家雇用労働のもっとも重要な形態として残ってきたという点では基本的な変化は見出されない。しかし、モスム労働者の平均経歴年数および一家への継続雇用期間が著しく短くなり、雇主との間の伝統的な主従関係が非常に弱くなる点では、つぎの段階でのモスム慣行における急激な変化の前兆を示すことといえよう。

つぎに、日雇労働の形態に移ることにする。日雇労働力は自耕地に比べて家族労働力の保有が過剰な零細農または小農層から供給され、家族労働力、モスム労働、プムアシの交換労働力だけでは農繁期の労働力需要をまかないることができない農家によって需要される。また日雇労働だけに生計をまったく依存する農家はほとんど存在しないなどの基本性格は戦前期と変わらない。

前掲の全南靈光調査によると、日雇労働にでたことのある農家数は83戸で、全農家戸数の48.0%に達し、その中の1戸を除いた82戸が小農層以下の階層の農家である。また階層別に日雇労働力供給への参加農家の比率をみると、小農の21.6%、零細農の65.4%、非水田作層の67.6%がそれぞれ多かれ少なかれ日雇労働に進出したことのある農家であった。

一方、日雇労働力を雇ったことのある農家戸数は全農家の45.7%の79戸である。この比率を階層別に分けると、中農以上の100%、小農層の81%、細農層の30.8%、非水田作層の2.9%の農家がそれぞれ日雇労働力を使ったことがあった。しかし、日雇労働力の雇用日数では、全階層平均は年間43.8日であるのに比べて、非水田作層10日、細農20.6日、小農33.3日、中農61.8日、大農140.5日の順で経営規模によって非常に格差が大きい。

また、日雇労働にでた人たちの平均日雇労働日数は、男子39.2日、女子19.7日、男女平均30.7日でせいぜい1カ月にすぎない。その中でもっとも日数の多い人でも110日であって、日雇労働が主に農繁期に限って行なわれる補充的性格の雇用形態であることを現わしている。

しかし、同調査での3個部落で行なわれた日雇労働の日数が合計3709日にいたっているのにプムアシ労働のそれは1870日にすぎないことから判断すれば、共同作業の交換労働力であるプムアシの戦前期にみられた重要性はこの時期大幅に低下する反面日雇労働力への代替が大きく増えてきたことがわかる。

最後に、戦前期に一部みられた請負作業の雇用、いわゆる雇只の慣行についてふれることにする。1965年の全南靈光の事例によると、典型的な請負作業は稲作1斗落（約200坪）に対する田植、3回の除草、収穫および収穫物の運搬を含む一連の作業を一括請負し、平均6日間の労働力を投入するこれらの作業について正租2斗（当時の現物評価では600ウォン）の報酬が春先の食糧として前貸されることになっていた。調査年度においては、総農家戸数173戸の中で35戸が請負方式で労働力を雇入れ、49戸の農家が請負作業を担うことによって全農家戸数の48.6%にあたる84戸が雇只制度の関係を結

んでいた(注4)。

これを階層別に分けてみると、大農の83.3%、中農の50.0%、小農の35.1%、零細農の10.3%がそれぞれ雇只方式で他人労働を雇入れている反面、非水田作層の32.4%、零細農の41.3%、小農の15.8%が雇只労働に従事したことがあり、中農以上になると雇只労働への参加はまったくなくなる。この階層性は雇只方式の労働力の窮迫販売的性格からくる当然の帰結であろう。

また、雇只労働のこの地域における重要性をみるために、雇只の単位数を水田面積に換算すると全水田作面積の31.0%に雇只方式の労働力投入が行なわれたものと推定される。もちろん、雇只作業が稲作の全過程にわたって行なわれるものではなくて上で列挙した一部の作業に限られるが、それにしてもその重要性は非常に高いものと評価しなければならない。

雇只方式による作業の種類は、役牛、犁、脱穀機などの生産手段を必要とする鋤耕または脱穀、その他に水管理や施肥などを除いた手労働中心で適期に労働力が投入されなければならない作業に集中する。

以上のような雇只の慣行は、小作制度が法律によって否認されているという条件の下で大農層が農地を保有しながら農繁期労働力の不足に安定的に対処するのに非常に有利な方式となる。一方、雇只労働に従事する側は日雇労働に比べて雇傭機会が確実に保障され、春先の先払で食糧難をのりきることができる利点があつて雇只方式を好むことになる。ただし、雇只労働の報酬は前貸方式であつて当時のその地域で行なわれる「長利米」(注5)の場合に適用されるものに近い利率の高利貸の性格を含んでいて、日雇賃金の水準よりやや低いのが普通であつた。雇只の場合も、他の雇用形態と

同じような作業当日の食事と煙草の給与が伴う。雇只労働について特記すべき点は、前貸賃金に対する農作業の反対給付の義務は家族連帯責任であるなど、前近代的な色彩が濃いことである。

雇只労働については入手できる他地方の事例調査が乏しいので、その地域性などの側面について断定はできないが、平野水田作地帯を中心にした労働慣行であつたことは推測できよう。

以上の叙述からわかるように、雇只労働の慣行は春先の食糧難を常態とする大量の過剰労働力の農村滞留を前提として成立する前近代的性格の濃い雇用慣行といえる。だから、この慣行は農村労働力の急激な流出、減少がはじまると、モスム労働とともにもっとも急速な影響をうけるものであろう。

(注1) 韓国農地改革の背景、過程および帰結については、鄭英一「戦後韓国農地改革=関スルー考察」(『経済論集〔ソウル大学校経済研究所〕』第6巻第2号 1967年6月) 77~112ページおよび桜井浩『韓国農地改革の再検討』東京 アジア経済研究所 1976年参照。

(注2) 丁炳然「韓国ノ農業労働=関スルー考察——全羅南道靈光郡下3個部落ノ調査ヲ中心トシテ——」(『経済論集』第6巻第2号 1967年6月) 15~51ページ。

(注3) 金炳台「モスム=関スル研究(2)」(『経済学研究』第5輯 1957年12月) 117ページ。

(注4) 丁 前掲論文 46ページ。

(注5) 「長利米」というのは、貧しい農民が春先に食糧米を前貸され、秋収期に現物利息と一緒に返済する一種の現物金融方式であるが、ふつうかなり高利率であつて5割にまでいたる場合もあつた。

III 技術革新に伴う新しい動き

1962年から経済開発計画が、立案・実行されはじめ、急速な工業化、都市化が進展するのに伴っ

て農村人口の都市への流出が、青年層を中心にして活発に行なわれるようになった。その結果、長い間増え続けてきた農家戸数および農家人口が、1967年を境にして横ばいないし微減傾向へと転換しはじめ、農業雇用の面でも過剰人口の農村内滞留という条件のもとで続いてきたいろいろな制度・慣行などが崩れざるをえなくなった。また1970年頃からは「統一」をはじめ米の新品種が全面的に普及されて、新品種に対応する新耕作技術が導入され、また農薬や耕耘機などの労働節約的生産手段が広く使われるようになった。

これらの一連の社会経済的、生産技術的变化は旧来の制度慣行に大きな影響を及ぼし、のみならず、変化速度の非常な早さもあって新たに登場してきた慣行にまで影響を及ぼすかのようである。ここでは、1970年代に入って進展しつつある労働慣行における変化を、雇用労働の急減とそれに伴う家族労働力依存度の上昇、米新品種導入過程で政策的に普及する集団栽培のなりゆき、伝統的な共同労働の最後の残存形態であるプムアシの日雇への代替傾向などを中心にして考察することにする。

1. 雇用労働力の家族労働力への代替

近年にはいつて農業労働力の構成に現われたもつとも重要な変化は、雇用労働力から家族労働力への代替傾向であろう。1960年代以来の持続的な経済成長は都市内部の過剰人口の吸収とともに農村労働力に対する非農業部門からの需要増大を引き起こし、青年労働力の減少が特に顕著になっている^(注1)。この結果、伝統的に農業雇用労働力の主軸を占めていたモスムをはじめ農村における雇用労働力の供給源が急速に減ることになった。

一方、農業雇用労働力の需要側からみると、1960年代の後半以来農業貸金は実質貸金ベースで

みた絶対水準のみならず他産業との相対的水準でもかなり上昇し^(注2)、年雇をはじめ家族外労働者を取り入れる条件が次第に難しくなってきた。また除草剤などの農薬その他の営農資材の普及と耕耘機などの農機械の導入が急速に増えることによって、労働時間の減少もかなり進んできて、雇用労働力に対する需要が減る傾向もでてきている^(注3)。

このような条件変化の中でおこったもつとも目立つ現象としては、長い間雇用労働力の中心的位置を占めてきたモスム労働のほぼ絶滅に近い激減があげられる。1977年に筆者が行なった京畿道の平野・都市近郊・山間地域を含む5個部落調査結果をみると、調査対象農家総戸数322戸の中でモスム労働者を雇っていたのはわずか3戸だけであった^(注4)。モスムの雇主はいずれも平野水田作地帯の3町歩以上の大農であって、大部分の農家にとってはモスム労働者を雇うことはもう考えられない過去のことになっている。またこの調査から把握したモスムの年間報酬は衣食住の提供を別にして粳12石の水準であって、以前の時期に比べてかなり高くなっている。この状況のもとでは例外的に規模の大きい稲作農家を除いてはモスムを雇うことは不可能であるし、また農村の青年労働力の減少によってモスム労働の潜在的供給源がほぼ消えたといえる。

もう一つの特徴的なことは、伝統的な共同労働の中で戦後まで残っていた唯一の形態であったプムアシの日雇への代替現象である。上記の1977年京畿道調査を通してみると、プムアシ慣行がまだ残っていたのは山間地帯だけで、平野水田作地帯および都市近郊地帯ではまったく姿を消して日雇形態に代わっていた。山間地帯の農村にプムアシ慣行がまだ行なわれていることは、伝統的な部落

共同体意識にもとづくというよりはむしろ物物交換形態の一つの残滓とみななければならない。この地域はほかの地域に比べて換金作物の栽培や農外就業の機会が非常に限られていて、部落経済の貨幣化が相対的に遅れているところであった。

都市近郊地域では従来のプムアシ労働の代わりに個人ベースの日雇労働が行なわれたが、部落の結束が強い平野水田作地帯では、日雇労働による共同作業組織がプムアシを代替するものとして作られていた。ここでの日雇による共同作業組織というのは、労働力交換の目的ではなくて日雇労働力の出役および雇入の希望を部落の作業班と呼ばれる組織が一括で受け、作業日程を効率的に配分し、出役の報酬は全部現金で決済する方式である。もともとこの組織ができあがったのは部落内農家の支払賃金ができるだけ部落の外に流出しないようにするためであったが、次第に農繁期における部落内雇用労働力の需給調整の役割を担うことになった。日雇労働力が投入される作業が田植、除草、収穫、脱穀などの農繁期に集中し、季節性の強いものであることや、その他の慣行には別に変わりがない。

2. 集団栽培組織の普及とその限界

韓国における集団栽培は、ジャポニカとインデイカとの遠隔交配によって開発された米の新品種の農家栽培を定着させるため、営農技術指導当局のイニシヤティブの下で取り入れた営農方式である。集団栽培区の農家は地域別の作業適期によって作られた栽培暦にしたがって、品種と栽培技術を統一し基幹作業を共同で行なうことによって、新品種の導入に伴う不確実性を緩和させ、農家間または筆地間の生産性格差を縮小させ、高水準での生産の平準化を達成することを目的としている。

集団栽培方式が最初に取り入れられたのは1968年で、農村指導事業の一環として栽培技術の統一と経営費の節約のため、生産協同組織を通して奨励された。だが、しかしそれが本格化されたのは統一系米の新品種の農家普及がはじまった1971年以降である。

一つの集団栽培団地はふつう水田5～10ヘクタール、会員農家数15～30戸ぐらいで構成され、団地会長を中心とした防除班、水利班、栽培班がそれぞれ責任を分担する。防除班は病虫害防除、農薬、農機具などを、水利班は水管理と運営の記録を、栽培班は育苗、田植および肥培管理を担当し、会員農家は共同作業および資材の共同購入を行なう^(註5)。

全国の集団栽培団地の数は、新品種の地域適応試験を兼ねた示範栽培が農家レベルではじまった1971年の550個所から1974年の2万9000個所、1977年の4万8000個所へ急速に増え^(註6)、その面積も71年のわずか2750ヘクタールから74年の39万3000ヘクタール、77年の48万1000ヘクタールへ拡大された。稲作面積の39.1%、新品種栽培面積の27.9%がこの方式によって栽培されていることになる。

ここでまず注目されるのは、この組織が営農技術指導行政の効果を高めることに大きく役立った点である。すなわち、農業試験場で開発された新栽培技術の農民への伝達は冬季農閑期を利用して団地の役員および一般農民に対する集中的な教育の実施を通して行なわれたからである。これは第一線の農村指導員がそれぞれ集団栽培団地を分担するという方式で行なわれたが、かれらは単に新技術の伝達者としてのみならず、栽培の現場で発生した問題点を試験研究機関に報告して、これに機能的に対処するというコミュニケーションの通

路として緊要な役割をも担ってきた。

もちろん、新品種の農家普及を促進する要因としては、各種営農資材の優先供給、新品種米の政府買上優先を含む支援政策を軽視することはできないが、集団栽培方式の導入はなによりも決定的な寄与要因であったといえる。1975年に全国68部落の1141農家（その中で集団栽培区113戸）を対象にして実施した調査によると^(注7)、集団栽培区における耕種技術はわずかな期間の中で著しい改良が行なわれてきたことを示している。たとえば、1970～74年の間で保温苗代の設置面積は8.9%から100%へ、間断灌水法の採用農家比率は42.5%から92.9%へ、それぞれ増加し、また農薬および除草剤の施用方法と時期選択の技術が改善されることによって中耕除草作業の回数が平均2.5回から0.9回へ減って省力化と生産費低下に大きく寄与した。

では、1970年代にはいって稲作の技術進歩の普及に重要な役割を果たしてきた集団栽培方式の将来の展望について考察することにしよう。そのためにはこの方式の成立基盤やその限界性についてみる必要がある。この問題に関連しては1950年代中盤以来集団栽培を含む多様な水稻生産組織が農業労働の構造変化、生産技術の進展、土地基盤条件の整備などの与件変化に伴って次々に変遷してきた日本の経験は非常に示唆的であろう。事実関係からいっても韓国における集団栽培の導入初期には佐賀県の経験をかかなり参考にし^(注8)、佐賀県で行なわれた集団栽培方式はもともと愛知県を中心として展開された稲作生産組織の展開の一形態であったからである。

日本で稲作の集団栽培がはじめて行なわれたのは1957年愛知県安城市高棚であった^(注9)。当初の集団栽培は水系ごとに作期を統一し、適合する品

種を栽培するために品種の選択、施肥、防除、用水管理などに関する「技術協定」を結ぶ方式を取ったのである。当時の高棚では農家戸数の90%までが専業農家であって基幹労働力は充分だったので営農作業は個別的にやりながら収量を上げることが主目的になっていた。しかし、兼業化の進展によって労働力、特に基幹労働力の不足が目立つようになり、「集落単位の共同作業による集団栽培」が取り入れられはじめた。その最初の例が1960年岡崎市東本郷での共同育苗、共同田植、耕耘機の共同利用、共同防除の採用であった。

共同作業を含んだ集団栽培もその後2～3年たってからは兼業化が一層進展することによって、村落に残る少数の中核農家の負担が過度に重くなってまず共同作業方式が崩れ始める。特に1963年からのトラクターの導入以後は、オペレーターの作業負担は一層重くなる反面、共同作業方式で定められた作業料金は安く精算の時期も遅いのがふつうであった。

そのような状況の中で中核農家ないしオペレーターの共同作業に対する忌避や脱落を防ぎ、かつオペレーターに妥当な水準の所得を確保する目的で「作業受委託」（技術信託）の方式が登場する。この方式はオペレーターと農機械とを集落から分離させ、農協などを媒介とする受委託組織に編成することを意味する。最初の例は1964年の桜井農協であった。

しかし、稲作の作業体系の著しい季節性のため、受託オペレーターの年間作業日数が非常に少なくなるのは避けられなくオペレーターの所得が兼業農家の所得水準に及ばなくなって、作業受委託方式もまたもや壁にぶつかってしまった。ここで経営規模の拡大を前提とする「経営受委託」（全面信託）方式が新たに要請され、1968年豊田市高岡農

協でその最初のケースが登場した。経営受委託組織の中には、農協を媒介とする方式と直接受委託者だけで構成される方式があるが、いずれも土地流動性の増大を前提とする大規模経営のための組織である点では同じである。

要するに、1950年代中盤の日本で、従来の農家単位の自己完結的な生産過程から、一定の地域的なまとまりを前提にした品種および作期の統一と、水利用の組織化を内容とする集団栽培が成立したことは、それなりの必要性和可能な条件が整っていたからである。まず、当時比較的に停滞状態であった稲作生産力を向上させるためには、晩生種から中・早生種への品種の転換が技術的に要請されていたが、そのためには一定の属地集団を対象にして計画的に品種転換を実施することが効果的であった点が上げられる。また、収量増大を主目的とした協定栽培が成功したのは、兼業化がまだあまり進展しなかったので基幹的労働力が農家に止まっていて、米増収目標が共通の利害関係を形成したからであろう。

1960年頃になって協定栽培のうえに共同作業が追加されたのは、基幹労働力の流出がはじまった時期に補助的労働力の足りない専業の上層農家と基幹労働力のいない下層の兼業農家との利害関係が共通する所で田植、防除、育苗などの共同作業が成立することができたからである^(注10)。

愛知県での経験が他の地域に普及される中で、佐賀では1963年頃から新品種の選抜、普及およびそれに必要な密植、多肥施肥、間断灌漑による周到な水管理、防除の徹底などの栽培技術の変化を内容とする集団栽培が部落別に実施されることになった。その成果は、1960年代後半毎年の反収記録を更新し、いわゆる「新佐賀段階」という造語がつくられるぐらいに成果が上がった。しかし、

佐賀の場合も土地基盤未整備の条件の下で、労働手段関連の技術革新の導入が阻害される上に、兼業の一層の進展と米作減反政策が採用されるようになる中で、新しい組織化への発展的展開ができないまま、次第に減少趨勢にはいつてしまった。

以上に述べた日本の経験からみても、集団栽培の方式はその成立の経済的必要性和技術的可能性を前提にして、はじめて展開を見せうるものであって、基幹的農業労働力の大量流出、米の供給過剰化などの成立与件の変化の上では解体あるいは新しい組織への移行が不可避なことになる。ここでもっとも重要なのは、集団栽培組織の存続発展を左右する経済的与件の変化を見きわめて、与件変化に伴って集団栽培方式がつぎの組織へ円滑に移行できるように、必要な物的、制度的基盤を整えていくことである。ここには土地基盤の整備、改良生産手段の供給条件の充足、土地の利用体系を含む土地制度の調整など幅広い問題が含まれるであろう。

最近の韓国では、全国的にもっとも広く普及されている集団栽培のほかに、ごく一部の地域ではあるが作業受委託方式を取る「営農会社」という新しい形態の生産組織も登場している。この方式は現在としてはまだ試験的な段階にすぎないので、その定着や広い範囲にわたる普及の可能性などについての展望または判断はひかえて、一つの事例を上げてその概要と問題点にふれることにしたい^(注11)。

全羅北道の水田作地帯である完州郡では、深刻化する農業労働力不足に対処するため、1979年2月、地域の篤農家が中心になって、田植機やトラクターを含む大型農機を保有し、委託農家の希望によって水稲作の全作業または一部の作業を代行する作業受委託組織である株式会社形態の「全

北営農」が発足した。この作業受託会社はまず初年度には6台の田植機で完州、金堤地方の農家58戸から委託された80町歩の水田については育苗、田植から収穫までの全作業を、また200町歩の水田については耕耘整地、病虫害防除、脱穀などの一部の作業を請負っているほか、設備能力の制約のため地域農家からの委託希望を全部充足させることはできない状況にあるということである。

まだ、最初の年度の収穫までもいたっていない段階であるので、はたしていまの段階でこの新しい大型機械による作業受委託組織が定着普及しうるかどうかの問題は簡単に結論がでる性格のものではない。これに関してはすくなくとも大型機械作業を可能にする技術的条件、それを成立させる経済的採算性、および自作自耕原則の上でできあがっている農地制度の再編などの側面を含む包括的な検討が伴わなければならない。

(注1) 「経済活動人口調査」によると、20~39歳年齢層の農林漁業就業者の総数は1966年の236万4000人に対して1975年の212万人というように減少傾向にある。

(注2) 1967年の調査によると、モスムの年平均報酬は6万1688ウォンで、製造業臨時雇賃金の年間換算額6万5808ウォンの94%水準まで達していた。Chung Young-II, "Over-time Changes in the Regional and Urban-Rural Income Differences in Korea," Income and Assets Distribution Research Project, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, May 1976, pp. 14-16.

(注3) 「農家経済調査」によると、農家1戸当り平均労働力投下時間は1965年の2585時間(能力換算基準)から1977年の1694時間に次第に減っており、「米生産費調査」での水稲作10アール当たり労働力投下量は1965年の141.2時間から1977年の96.8時間まで減少してきた。

(注4) 金一鉄・鄭英一「韓国零細農=関スル社会・経済的研究」(『社会科学研究報告I』(ソウル大学校社会科学研究所 1977年)177ページ。

(注5) 農村振興庁「ワガ国ノ米生産革命」1977年9月(騰写版)。

(注6) 金寅煥『韓国ノ緑色革命——稲新品種ノ開発ト普及——』水原農村振興庁 1978年 188ページ。

(注7) 農村振興庁(沈永根、申東完)『統一稲ノ普及効果=関スル調査研究報告書』1975年5月。

(注8) 金 前掲書 152~154ページ。

(注9) 西尾敏男「水稲生産組織の変遷——愛知県における——」(小倉武一編『集団営農の展開』御茶の水書房 1976年所収)。西尾敏男『農業生産組織を考える』家の光協会 1975年。

(注10) 今村奈良臣「稲作生産組織の生成・展開・展望」(小倉 前掲書所収)。

(注11) 『東亜日報』1979年1月14日、5月2日、および5月18日。

お わ り に

いままでの考察から明らかになったもっとも特徴的な点は、(1)伝統的に中心的位置を占めてきた雇用労働力形態であるモスム労働をはじめ、貧しい農家による労働力の窮迫販売という前近代的性格の濃い請負労働形態である雇只の激減によって農家における雇用労働力の比重が大幅に減少したこと。(2)反面自家労働力による代替が不可避になっている中で、農村青年労働力の急激な流出で農業経営は非常に難しくなっており、ごく一部の地方では多数の農家が農作業を委託に出さざるをえなくなるほどの急激な変化が見られることである。しかし、作業受委託方式が広く普及定着していくためには多くの技術的、経済的、および法制的条件が整えられていなければならない。まず、農作業の全過程を機械化するためには機械化に必要な土地条件の整備や大量の農機械の供給および運営体系と操作技術の普及が要請されるが、その中のいずれも短期間にできあがるものではない。また機械による労働力の全面的な代替の経済性は個別経営の立場のみならず、国民経済の次元

での資源の合理的配分という視点からの十分な検討がなければならない。さらに作業受委託方式の導入は遅かれ早かれ次の段階である経営受委託へ移行せざるをえないと考えられ、農地改革の基本精神である「耕者有田」の原則を全面再検討しなければならなくなる。このような農地制度の改編は農業を取りまく国民経済的与件の変化趨勢に合わせて慎重に調整すべき課題であろう。

戦前期から最近にいたる期間を通じてみられるもう一つの大きな傾向は、共同耕作、農社、デュレ方式を含むいろいろの伝統的形態の共同労働が、近代的土地所有権の確立、村落内階層間利害関係の多様化、組織の大規模性と、持続的性格からくる硬直性などの理由で次第に消滅し、その最後の形態として残存してきたプムアシ方式も最近には日雇労働方式に移行し、下層農家および山間地帯で重要性を維持しているだけである。近年の米新品種の導入とともに新しい共同作業組織として全面的に普及してきた集団栽培方式は、米の収量増大に対する各層農民の利害の共通性、集団栽培を支える農家基幹労働力の保有、さらに政府の技術指導および新品種の買上優先などがあって、米作の耕種技術の全般的向上に大きな役割を果たしてきたといえよう。しかし、集団栽培組織もその成立基盤自体の変化が進む限り、発展的な解消の道を摸索しなければならない。集団栽培方式の導入を必要とし、可能にした経済的諸条件、たとえば米収量の持続的増加、米作の高い収益性、多くの農家基幹労働力の供給などの中で、いずれかの一角に変動が出てくると、集団栽培組織はその機能を円滑に果たすことが難しくなる。実際の動きの中でもすでに70年代の初中盤に取ってきた「高米価」政策に対する修正や、予想を上回る急激な農業労働力の流出などの与件変動の中で、

集団栽培方式の存立基盤が次第に崩れ始め、ごく一部では作業受委託方式がみられるようになっていく。

ここで重要なことは、伝統的に韓国農業労働力の中で、かなりの比重を占めてきた雇用労働力が著しく減少し、家族労働力への代替が不可避的になり、従来の共同作業組織がほとんど消滅して、個別農家が農作業の全過程にかけての労働力調達責任を負わなければならなくなったという経営条件の中で、農業を取りまく国民経済的要請に即応しながら、農業生産力を高めるために、集団栽培方式を発展的に継承しつつ次の段階への移行を円滑化ならしめる物的、経済的、法制度的基盤造成が摸索されねばならないということである。

〔付記〕 本稿は筆者のアジア経済研究所での客員研究員としての研究成果の一部である。滞在中研究所の方々からいただいたご支援と協力に対する感謝の意をこの紙面を借りて表す次第である。特に「現代韓国農業の変容」研究会の主査である桜井浩氏には草稿を読んでコメントしてもらい、日本語の表現の修正にいたるまで大変お世話になったことを記して感謝する。

(アジア経済研究所客員研究員
ソウル大学校経済学科助教授)